

倉吉市上下水道局企業管理規程第10号

倉吉市上下水道局文書取扱規程を次のように定める。

令和2年4月1日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上下水道局文書取扱規程

倉吉市上下水道局における文書の取扱いに関しては、倉吉市文書取扱規程（平成19年倉吉市訓令第8号）の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同訓令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1号及び第2号ア	市長の事務部局	上下水道局
第2条第4号	総務課が所管するもの	総務課（倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）第2条の2に規定する総務課をいう。以下同じ。）が所管し、上下水道局において利用するもの
第2条第5号	市民課	市民課（倉吉市事務分掌条例施行規則第2条の2に規定する市民課をいう。以下同じ。）
	課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）	課
第2条第8号	主管担当（倉吉市事務分掌条例施行規則（昭和52年倉吉市規則第26号）第8条第2項に規定する「主管担当」をいう。以下同じ。）	課長補佐又は係長（倉吉市上下水道局事務分掌規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第2号）第2条第2項に規定する「課長補佐又は係長」をいう。以下「主管担当」という。）
第2条第10号	係等（倉吉市事務分掌条例施行規則第2条の2に定める係等及びそれに準ずる内部組織をいう。以下同じ。）以外の係等の係等	係（倉吉市上下水道局事務分掌規程第1条に定める係をいう。）以外の係又はそれに準ずる内部組織
第4条第3項	関金支所長は、関金庁舎における文書の収発	関金支所（倉吉市事務分掌条例施行規則第2条の2第1項に規定する関金支所をいう。以下同じ。）の長は、関金庁舎における文書の收受
第4条第4項	課長（課に相当する組織の長を含む。以下同じ。）は、その課における文書	課長は、その課における文書の収発、進行管理及び保管（業務課長において

	の収発、進行管理及び保管	は、上下水道局の所管する施設における文書の保存を含む。)
第6条	規則	規則、企業管理規程
第7条第3項	法制係、情報処理係又は直接受領した課	業務課
第9条第3項第2号	市長の事務部局のうち属する課以外の課又は教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）若しくは議会の事務部局	上下水道局のうち属する課以外の課又は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会若しくは議会の事務部局
第27条第1項	市長	公営企業の管理者の権限を行う市長
第27条第2項	市長の事務部局のうち属する課以外の課又は教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者若しくは議会の事務部局 副市長、部長	上下水道局のうち属する課以外の課又は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会若しくは議会の事務部局 局長
第29条第1項	倉吉市公印規則（昭和35年倉吉市規則第12号）	倉吉市上下水道局公印規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第3号）
第29条第2項第2号	倉吉市公印規則第7条第1項に定める印影印刷する文書及び同規則第8条第1項に定める電子公印を出力する文書	倉吉市上下水道局公印規程第3条第1項に定める印影印刷する文書及び同規程第3条の2第1項に定める電子公印を出力する文書
第30条第1項	総務課等に提出するものとする。ただし、関金支所から発送文書を郵便等により発送する場合は、この限りではない。	総務課等に提出するものとする。
第37条、第38条第1項及び第2項並びに第39条第1項	市民課長	市民課長、業務課長
第39条第2項	総務課等	総務課等、業務課

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。